

生涯学習センター3館における台風や地震など非常災害時の施設利用に関する取扱いについて

令和 8年 8月 6日

大阪市域に「レベル5 特別警報(種類は問わない)」または台風の接近等による「暴風警報」が発令された場合や、大阪市域に大規模な地震等が発生した場合等は、臨時休館とさせていただきます。取扱いの詳細は下記のとおりです。

1. 臨時休館の取扱基準について

- ① 次の各時点で大阪市域に「レベル5 特別警報(種類は問わない)」または台風の接近等による「暴風警報」が発令されているとき。

判断基準となる時間	休館とする利用時間区分
午前 7時	午前区分 (午前9時30分～正午)
午前 11時	午後区分 (午後1時～午後5時)
午後 4時	夜間区分 (午後6時～午後9時30分)

(例1)

午前7時の時点で上記警報の発令がない場合、午前中の利用区分は開館とします。その後午前9時に上記警報が出た場合でも午前7時の時点での判断に沿って午前中は開館します。ただし、引き続き午前11時の時点で警報が発令中の場合、午後の利用区分については休館とします。

(例2)

午前7時の時点で上記警報が発令されている場合、午前中の利用区分は休館とします。その後午前10時に上記警報が解除され、引き続き午前11時の時点で上記警報の発令がない場合、施設の安全確認を行った上で午後1時から開館します。

- ② 大阪市域に大規模な地震(震度5弱以上)が発生した場合、その日は休館とします。
- ③ 天災等により大阪環状線の全線および Osaka Metro(ニュートラムを含む)の一部が運行停止となった場合(運行停止となることが事前に発表された場合を含む)は休館とします。ただし、運行を再開した場合は、施設の安全確認を行った上で開館することがあります。開館状況は各センターにお問い合わせください。

④ 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)の発表があった場合、発表の内容により休館する場合があります。

2. 使用料について

臨時休館となった利用時間区分について、使用実績に応じて全額返金するか別日へ変更していただきます。また、臨時休館とならない場合でも大阪市域において、「レベル 4 危険警報(種類は問わない)」が判断基準となる時間に発令されていて、利用者の判断に基づき利用を取りやめられる場合には臨時休館となった場合と同じ取り扱いとします。

なお、例外として、連続しての使用(例えば、「午前区分」と「午後区分」)を申し込まれていて、一部の利用時間区分のみ臨時休館による供用停止となった場合については、その際の使用実績に応じて、供用が可能となった利用時間区分も含めて全額返還するか別日へ変更することができるものとします。

ただし、返金の対象となるのは既払い分の部屋使用料および備品使用料のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

3. 周知について

臨時休館の場合は、電話でのお問い合わせによる対応のほか、大阪市立生涯学習センターのホームページ、大阪市教育局のホームページでもお知らせしますので、ご確認ください。ただし、突発的な災害の状況により、ホームページでの周知が困難な場合がありますので、ご了承ください。

大阪市立生涯学習センター ホームページアドレス <https://osakademanager.com/>

大阪市教育局 ホームページアドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>

4. 実施時期

本対応は、令和 8 年 8 月 6日から適用する。

以 上

お問い合わせ先

施設名	電話番号	休館日	開館時間
総合生涯学習センター	06-6345-5000	第1・3月曜日 年末年始	月～土 9:30～21:30 日・祝日 9:30～17:00
阿倍野市民学習センター	06-6634-7951	第1・3火曜日 年末年始	
難波市民学習センター	06-6643-7010	第1・3水曜日 年末年始	